

業務委託仕様書

1. 委託業務名

佐賀県デジタル関連企業誘致プロモーション業務

2. 目的

佐賀県では、地域経済の活性化を図るとともに、若者の県外流出を防ぎ、県民がそれぞれの地域で活躍できる場を創出するため、多様で魅力ある企業の誘致に取り組んでいる。その中でも、特に若者に人気があり、今後の県内産業の発展に欠かせない IT 関連企業等の誘致に取り組んでいるが、デジタル関連企業の誘致については、よりいっそう推進していきたい。

そこで、本業務では、地方進出を検討又は関心があるデジタル関連企業（注1）と佐賀県のマッチングを実施し、佐賀県への企業誘致を促進することを目的とする。

3. 概要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、佐賀県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4. 委託事業内容

(1) 成長が期待される企業リスト作成

以下の要件を全て満たす企業リスト（300社以上）を作成すること。ただし、企業リスト作成にあたっては、今後の成長が期待される企業を優先的に選定し、企画提案において選定方法等を示すこと。

- ① インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業（注2）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業。ただし、首都圏（注3）に本社を有する企業を7割以上とする。
- ② 会社設立8年以上。
- ③ 資本金3,000万円以上。
- ④ 従業員数21人以上。

※上記が確認できる情報及び今後、数年間、リストを参考に佐賀県が誘致活動を実施していく為に、有益な情報を記載すること。

※リストは、編集可能なデータで提出すること。

(2) 佐賀県進出の可能性調査

(1) のリストの中から、地方進出の可能性が高いと思われる企業を50社以上選定し、佐賀県進出についての可能性調査を行い、調査結果を分析・整理すること。

(3) 誘致プロモーション

(2) の調査結果に基づき、15社以上に対して、地方進出の候補地として佐賀県を詳しく認知してもらうための誘致プロモーションを実施すること。また、実施にあたり当該企業と佐賀県職員が直接面談できる機会を設けること。

なお、誘致プロモーションについては、以下に記載する例を参考に複数の手法を組み合わせたり、段階的に実施するなどにより、誘致実現に向けたより効果的な内容となるよう工夫すること。また、プロモーション終了後に、該当企業に佐賀県進出に関する可能性や懸念点等のヒアリングを行い、結果を報告すること。

【プロモーション事業の取組例】

例1) 個別企業訪問による企業の実権者との面談

例2) 佐賀県視察

※1 現地視察を行う場合の日程は1回あたり最低2日間とし、参加企業の交通費、宿泊費は当該業務委託料に含むものとし、佐賀県担当職員が同行する。なお、佐賀県及び県内自治体職員の宿泊費、旅費は不要とする。また、現地視察を行う場所については、企業誘致に効果的な視察となるよう事前に企業の意向を十分確認のうえ、視察する場所が特定の地域(市町)に偏ることがないように、行程については佐賀県と十分に協議のうえ決定すること。

※2 新型コロナウイルスの影響等のやむを得ない理由により事業実施が困難となる場合も想定されるため、対応策等を示すこと。

(4) その他

予算の範囲内において、佐賀県の企業誘致に資すると思われる内容を提案することも可とする。

5 . 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに対面で初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても契約期間中は、佐賀県と随時打ち合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る(ただし、初回打合せ以降は、必ずしも対面で実施する必要はない)。また、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・ 業務全体の企画・計画策定
- ・ 業務の進歩管理
- ・ 佐賀県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

6 . 成果物及び提出時期

成果物名	内容	提出時期
業務実施計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載	初回打合せ以降、速やかに提出
業務完了報告書	業務完了の報告書の提出	令和6年3月15日(金)
実績報告書	当該委託業務の実施内容等を記載(今後の展開についての改善提案を含む)	令和6年3月15日(金)
上記以外の資料で、履行状況が確認できるもの	本業務委託の中で作成した制作物を想定(なお、動画やイラストを作成した場合は原則、編集可能なデータを提出すること)	令和6年3月15日(金)

7 . その他

- (1) 受託者が本業務において制作した成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (2) 佐賀県は佐賀県及び佐賀県が指定する者が保有するホームページで公開する場合に限り、無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこと。佐賀県の利用についても同様とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、業務の一部を再委託することについては、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することと

し、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって、知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。

(7) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこととし、疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。

注1 本委託業務内で対象とする「デジタル関連企業」の定義は以下のとおり。

インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、
情報処理・提供サービス業。

注2 本委託業務内で対象とする「デジタルコンテンツ業」の定義は以下のとおり。

デジタル技術を活用し、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業及びそれに類する事業

（例： 動画制作、CG制作、アニメーション制作、音楽の編集等）

注3 本業務委託で対象とする「首都圏」の定義は以下のとおり。

首都圏： 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県